

下萱津・坂牧・上萱津の各コミュニティ防災センター

指定管理者を指定

甚目寺地区にある3つのコミュニティ防災センターの指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日で満了することから、同年4月1日から3年間の指定管理者に、それぞれ3地区のコミュニティ推進協議会を指定する議案が市長より提出されました。

主な質疑

問 各センターの25年度の年間指定管理料は。

企画財政部長 下萱津は307万3千円、坂牧は198万5千円、上萱津は216万4千円。

問 この3施設は今後も存続させるということか。

企画財政部長 3年間は指定管理をお願いするので、今後も存続させる方針である。

問 正則コミュニティセンターは、施設を使用する団体が施錠するなどし、管理人を置いていない。同様にすれば指定管理料を安くできるのでは。

企画財政部長 3施設は絶えず人が出入りするオーブンスペースがあり、管理人による管理が必要である。

企画財政部長 3施設は3協議会とも地域のために住民が力を合わせて運営されており、施設開放時間以外に災害が起きた場合、いち早く避難所として使えるメリットもある。

討論（要旨）

【賛成討論】

石田良雄 本案は、3施設の指定期間満了によ

り、期間を更新するためのものであり、指定管理者制度自体を問うものではない。

実際に3施設を見た

が、2カ所はカラオケを歌っている人が2人、1カ所は三味線を弾いていた人が2、3人であつたにもかかわらず、ずっと管理人を置いてやつている。ばらまき以外の何物でもない。

松下昭憲 3施設に管理料として年間700万円も支出している。旧美和町の正則コミュニティセンターは貸し館制度であり管理人がいない。

賛成多数により、原案のとおり可決。

採決結果



上萱津コミュニティ防災センター